

平成29年10月10日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
経産大臣
国土交通大臣
環境大臣
内閣官房長官

} 様

盛岡市内丸10番1号
岩手県議会議長 佐々木 順 一

北上川における坑廃水対策の更なる強化を求める意見書

北上川の清流化対策を恒久的かつ安定的に推進するための支援として、恒久的で安定した財政制度の確立等を講ずるよう強く要望する。

理由

北上川の清流化対策は、本県にとって重要課題の一つであり、旧松尾鉦山の坑廃水による水質汚濁防止対策は、関係5省庁の了解事項に基づき国の補助を受けながら実施されてきたところである。

しかし、この坑廃水処理は、半永久的に24時間365日休むことなく実施していかなければならないものであることから、国において法整備を行い、国の財政事情に影響されない恒久的で安定した財政制度の確立が必要である。

よって、国においては、北上川の清流化対策を恒久的かつ安定的に推進するための支援として、次の措置を講ずるよう強く要望する。

1 現行の国庫補助制度は法的根拠のない予算補助であることから、恒久的で安定した財政制度を早急に確立すること。

また、それまでの間は現行の補助率4分の3を維持し必要な予算を確保するとともに、県負担に係る特別交付税措置を維持すること。

2 坑内からの坑廃水の流出を防いでいる旧排水坑道「3メートル坑」はいずれ崩壊することが想定されていることから、国において早急に安全対策を講ずること。

3 赤川保全水路の対策に万全を期するとともに、北上川まで直轄管理区間を延伸し、水質保全措置も含めた河川の一体管理を国において行うこと。

上記のとおり地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。